

岡山県中学校体育連盟内規

第1章 契約実行

- 第1条 規約第5条の地区および支部は下記の通りとする。
備前西地区 岡山市（旧瀬戸町、旧建部町含む） 玉野市
備前東地区 赤磐市 瀬戸内市 備前市 和気郡 加賀郡
備南東地区 倉敷市 総社市
備南西地区 笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡
備北地区 高梁市 新見市
美作地区 津山市 真庭市 真庭郡 苫田郡 英田郡 美作市
勝田郡 久米郡
なお、次の郡市は、当分の間合併して一支部を組織するものとする。
赤磐市・加賀郡（7） 備前市・瀬戸内市・和気郡（10）
倉敷市・都窪郡（30） 笠岡市・浅口市・浅口郡・小田郡（16）
真庭市・真庭郡（8） 苫田郡・久米郡（8） 美作市・勝田郡・英田郡（8）
- 第2条 規約第8条の理事若干名を各支部8校に1名とする。
- 第3条 規約第8条の常任理事若干名を備前西3名、備前東2名、備南東2名、備南西2名、備北2名、美作2名とする。
- 第4条 規約第14条の顧問の選出にあたっては、県教委関係者を加えることを常態とする。
- 第5条 規約第8条及び第13条の研究部長及び専門部長はそれぞれ理事長の所属する学校の校長を原則とする。
- 第6条 規約第8条の副理事長若干名とは2名以内とする。

第2章 会計監査

- 第7条 監事は次の職務を行う。
(1) この連盟の金銭物品の出納状況の監査。
(2) 備品の整備、保管状況の監査。
(3) 決算及び証ひょう、書類の審査。
- 第8条 前条に規定する監査は毎年3月に行う。ただし、必要と認めるときは、臨時監査をおこなうことができる。
- 第9条 第7条各3項の監査に当たっては連盟経理全般にわたり運営面と計画面を勘案しておこなう。
- 第10条 監査を行ったときは、その結果に意見を附し、会長に報告するとともに、理事長にも同様に報告しなければならない。
- 第11条 監査の結果不正不備を発見したときは、直ちに是正を求めなければならない。
- 第12条 各専門部の会計監査もこの規約により、監事が行う。

第3章 用語の定義

- 第13条 本連盟の規約における用語の定義は、次のとおりとする。
(1) 「主催」とは、本連盟が開催の主体となり、自己の責任においてその行事を開催することをいう。
(2) 「共催」とは、本連盟を含む複数の者が開催の主体となり、共同でその行事を開催することをいう。主体が本連盟を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その行事への関与度合いが強い場合をいう。本連盟が開催する行事の大会要項等には主催者として記載し、共催の項は設けない。
(3) 「主管」とは本連盟が開催の主導的な立場に立って、その行事の運営上の

- 仕事を管理することをいう。
- (4)「協賛」とは、その行事の趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その行事への関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (5)「後援」とは、その行事の趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

第4章 共催・後援行事等の承認

第14条 規約第33条の共催・後援行事等の承認は理事会において行う。

第15条 承認にあたっては、次の諸点を勘案する。
(1)主催団体の開催目的の適否。
(2)開催日時、場所、条件等の適否。

第5章 賞罰

第16条 下の各項に該当する支部、学校、個人があるときはこれを表彰することができる。
(1)この連盟のために功績顕著なもの。
(2)体育指導奨励及びスポーツの普及発展等に業績のあったもの。
(3)スポーツにおいて優秀な記録又は成績をあげ、この連盟の発展に顕著な貢献をしたもの。
(4)体育に関して優秀な研究著述、工夫考案、あるいは体育指導者として、他の模範とするにたる行為功績のあったもの。

第17条 規約、内規に定めた条文に違反し、またはその精神にもとる行為のあった学校、個人はこれを制裁又は処罰することができる。

第18条 第16条、第17条の賞罰はすべて理事会の議を経て行う。

第6章 表彰

第19条 専門部（優秀選手選考基準）
(1)特別表彰
全国中学校体育大会優勝又は、全国記録更新者を対象とする。
全国中学校駅伝大会優勝又は、区間賞を対象とする。
(2)会長表彰
男女各1名以内（3年生に限る）
(3)部長表彰
男女各10名以内（3年生に限る）
(4)優勝チームに限らず、個人を対象とし、総体・選手権をもって選考するのを原則とする。
(5)優秀選手として、ふさわしい人物を、学校の指導者に委ねて選考する。
(6)各専門部内選考基準にしたがい、専門部の会議において選考する。
(7)11月の理事会の日に内定した後、1月の常任理事会で決定する。表彰は総会の日とする。

第20条 永年役員
5年表彰 感謝状、記念品を贈る。
10年表彰 // 、 //
15年表彰 // 、 //
20年表彰 // 、 //
25年表彰 // 、 //
特別表彰 // 、 //
退職時に、岡山県中学校体育連盟に特に功績のあったもの。

第7章 推薦

第21条 規約第4条第6項の保健体育用品斡旋は、この内規に基づいて行うものとする。保健体育用品とは、体育衣料、教材、教具、書籍等を指す。

- 第22条 推薦手続き
業者により推薦申し出を受けた場合には推薦委員会で検討し、次の条件を満たすものに限り、理事会にはかり推薦する。
条件(1) 品質（耐久性・材質等）、機能、デザイン等が優れているもの。
(2) 価格が適当と思われるもの。
(3) 教育指導資料として適切なもの。
(4) アフターサービスが行き届いていること。
- 第23条 委員会の開催は必要に応じて行う。
- 第24条 推薦を受けた業者は、岡山県中学校体育連盟事務局と契約をかわすものとする。
- 第25条 1品目の推薦については、特定の業者（1業者）のみの指定にならないように配慮する。
- 第26条 第22条の条件が満たされない事情が起こった場合には、契約期間中であつても解約することもある。

第8章 旅費

- 第27条 規約第4章第17条に基づき、旅費規定を設ける。
- 第28条 規約第4章8条の役員及び研究部・専門部支部役員（研究部・専門部理事）に旅費を支給する。
- 第29条 旅費対象の会は次の通りとする。
総会、理事会、常任理事会、研究部・専門部理事長会、支部長連絡会
研究部・専門部部長連絡会、研究部・専門部理事会、各種委員会、そのほか規約第3条の目的達成のために必要な会
- 第30条 旅費については、県職員等の旅費の取扱いに準じて支給する。
(1) 県内旅費の種類は、鉄道賃、車賃、船賃とする。
(2) 前項の車賃は、各学校から会議開催地までの往復距離で、1kmにつき25円とし、100円未満は切り捨てる。

付 記

- ・推薦委員会の構成員は、事務局役員及び調査研究部部長、同理事長とする。
- ・この内規は昭和53年4月1日より施行する。

付 記

- ・昭和61年 2月 1日 改正
- ・平成 2年 4月 23日 改正
- ・平成 3年 10月 3日 改正
- ・平成 4年 11月 2日 改正
- ・平成 5年 5月 7日 改正
- ・平成 7年 2月 4日 改正
- ・平成 7年 12月 4日 改正
- ・平成 17年 5月 6日 改正
- ・平成 20年 3月 10日 改正
- ・平成 20年 11月 20日 改正
- ・平成 26年 3月 7日 改正